

正しく、お早めに！

市・県民税の申告

～ 自分で作成、自分で確認 ～

■ 郵送・問合先 税務課市民税係 (☎☎2148) 〒848-8501 伊万里市立花町 1355 番地 1

今年も市・県民税の申告時期になりました。市・県民税については、納税者による申告や勤務先からの給与支払報告などによって皆さんの税額を計算し、納税をお願いすることになります。

今回から、新たに『分かりやすい市県民税申告の手引き』を作成し、この『広報伊万里2月号』と一緒に配布しています。『手引き』2ページのフローチャートで市・県民税申告が必要となった人は、『手引き』を参考に『申告書』を正しく記入し、期限内に提出するようお願いいたします。また、確認のためにもご自身の税額について計算をしてみてください。

早めの提出をお願いします

平成 25 年 1 月 1 日現在、伊万里市に住所がある人は、原則として『申告書』を提出しなければなりません。

■ 市・県民税の申告をする必要のない人

- ▶ 所得税の確定申告をした人
- ▶ 前年中の所得が給与または公的年金のみである人 (給与支払報告書、公的年金支払報告書が提出されるため)

■ このような人も申告が必要です

- ▶ 給与以外の所得 (不動産所得や農業所得など) があつた人や医療費控除・寄附金控除などを受けようとする人は、そのための申告書を提出してください。
- ▶ 収入がない人もその旨を申告してください。ただし、市内に居住している親族の扶養親族になっている場合は申告の必要はありません。

■ 次の場合は郵送での提出もできます

市・県民税のみの申告が必要な人 (確定申告の必要がない人) は、郵送での申告ができます。申告書と必要書類を市税務課あてに送付してください。また、各町公民館に預けることもできます。

※ 郵送申告分については、記入した内容について電話で確認することがありますので、必ず電話番号を記入してください。

■ 申告の受付日程・会場について

※ 申告の受付日程と会場については『申告の手引き』の4ページにて確認をお願いします。

申告受付期間

2月20日(水)～3月15日(金)

■ 市役所での申告受付時間

平日の午前9時30分～午後4時 (土・日曜日を除く)
※ 火・木曜日のみ午後7時まで

※ 『申告書』が不足する場合は、市税務課に連絡するか、各町公民館に用意している申告書をご利用ください。

申告に必要なもの

- 記入した市・県民税申告書 ○ 認め印
- 収入金額がわかるもの (源泉徴収票など)
- 生命保険料・個人年金保険料・地震および旧長期損害保険料などの控除証明書
- 雑損控除・医療費控除を受けるときは、その領収書や保険などで補てんされた金額がわかるもの
- 本人や扶養親族が障害者のときは、障害者手帳・療育手帳または福祉課からの通知書など

申告における注意事項

『収支内訳書』の作成や『医療費控除』のための医療費計算 (個人ごと医療機関別) は事前の作成や計算をお願いします。済んでいない場合は、申告会場においてご自身で作成・計算をすることになります。

市役所でもできます！

e-Tax (所得税の電子申告) を利用しての確定申告

● e-Tax で確定申告を行うときのメリット

- ① 所得税額から最高 3,000 円の控除を受けることができます (本控除の適用は、平成 19 年分から平成 24 年分の間でいずれか 1 回のみです)。
- ② 還付申告が早期に処理されます。

● e-Tax 注意事項

e-Tax での申告については、住民基本台帳カードが必要で (市役所市民課で発行されます)。

— 税務署からのお知らせ —

◆ 問合先 伊万里税務署 (☎☎3147)

伊万里税務署での申告受付期間

- 所得税の確定申告
2月18日(月)～3月15日(金)まで
- 贈与税の申告
2月1日(金)～3月15日(金)まで
- 消費税の確定申告
1月4日(金)～4月1日(月)まで

平成 26 年 1 月から

記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大されます

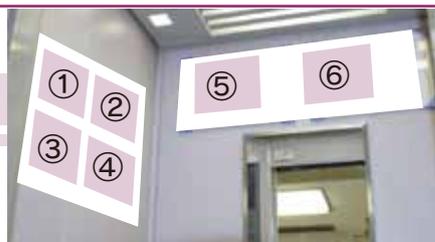
個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が 300 万円を超える人に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行うすべての人 (所得税の申告の必要がない人を含みます) について、平成 26 年 1 月から同様に必要となります。

記帳・帳簿などの保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) に掲載されていますので、ご覧ください。



あなたの会社・団体の事業活動をPRしませんか

広告を募集します



	市指定ごみ袋	市庁舎エレベータ
広告掲載物	平成25年度中に作製する『伊万里市指定ごみ袋』の『可燃物用(大)』160万枚(予定)	市役所エレベータ壁面へのポスターによる掲出
規格	1枠=縦6cm×横36cm、青色1色刷り	B3版(横)縦364mm×横515mm
募集件数	3枠(左上イラストのとおり)	6枠(右上写真のとおり)
掲載料(広告料金)	1枠 年額10万円	1枠3,000円(月額)
掲載開始	9月ごろから店頭にて販売予定	4月1日(月)
応募期限	2月28日(木)	3月15日(金)
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則1枠での応募としますが、応募数が少ない場合は、2枠または3枠の掲載が可能です。 ● 応募多数の場合は、広告掲載取扱要領に基づき、市で選考します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 広告枠に空きがある場合は、随時申し込みを受け付けます。 ● 掲出期間は月単位(6か月間など)となります。 ● 応募多数の場合は、抽選となります。
申込・問合せ先	環境課リサイクル推進係 (☎☎2145)	財政課管財係 (☎☎2113)
申込方法	広告掲載取扱要領をお読みのうえ、申込書に広告の原稿と納税証明書を添えてご応募ください。広告掲載取扱要領および申込書は申込先に用意しています。また、申込書は市のホームページからダウンロードできます。 ※ 受付後、掲出にあたっては審査を行います。法令に違反するもの、政治性・宗教性のあるもの、誇大・虚偽のおそれのあるものなどは掲載できません。	

平成25年4月請求分から 下水道使用料を改定します



下水道は、皆さんの家庭や事業所からの汚水を下水道管で処理場まで運び、きれいな水にして川や海に放流しています。

この下水道にかかる費用については、整備計画や運営体制の見直しのほか、処理場運転費用の節減や建設工事の抑制などによって継続的な経費の削減を続けていますが、それでも資金が不足するため下水道使用料以外の市税などの負担に頼っているのが現状です。

このようなことから、厳しい経済情勢ではありますが、下水道の適切な管理運営と財政の健全化を図るため、使用料の改定(平均5.55%)を行います。使用料の改定は、平成21年以来4年ぶり4回目となり、平成25年4月請求分(2月下旬～3月下旬使用分)から適用されます。今後も、なお一層の効率的な事業運営に努めますので、皆様のご理解をお願いします。

■ 問合せ先

下水道課業務係 (☎☎2395)

■ 下水道使用料単価表(税別)

区分		旧料金	新料金	引上額	
一般汚水	基本料金 5 m ³ まで	1,050円	1,150円	100円	
	基本料金 10 m ³ まで	1,250円	1,370円	120円	
	超過料金	10 m ³ を超え 20 m ³ までの部分	160円	180円	20円
		20 m ³ を超え 30 m ³ までの部分	200円	210円	10円
		30 m ³ を超え 50 m ³ までの部分	220円	230円	10円
	50 m ³ を超える部分	235円	235円	0円	
浴場業汚水	1 m ³ につき	30円	30円	0円	

■ 地下水使用の使用料(税別)

地下水使用(井戸水)	地下水のみ	20 m ³ (定量)で計算 ※3,170円(定額)
	水道水と併用	10 m ³ (定量)を上水道の使用水量に加算

※ 地下水の使用水量が子メーターなどで明確な場合は、その水量で計算できます。

上記の表により算定した額に消費税5%を加算した額(10円未満切捨て)が使用料となります。

◆ 一般家庭の例 月25 m³使用の場合の新旧比較(税込み)

(旧)4,040円 → (新)4,430円となり、1か月に390円の増となります。

※ 上記の例の料金計算方法(月25 m³使用の場合)

基本料金 10 m³まで = 1,370円
 超過料金 10 m³を超え 20 m³までの部分 180円 × 10 m³ = 1,800円
 超過料金 20 m³を超え 30 m³までの部分 210円 × 5 m³ = 1,050円
 (1,370円 + 1,800円 + 1,050円) × 1.05(消費税加算) = 4,430円

医療費の増加などで国民健康保険会計がピンチ！ 財政の健全化のために

平成25年度から 国保税を改定します

国保会計がピンチ

日本では、すべての人がい
ずれかの医療保険に加入する
国民皆保険制度がとられてお
り、国民健康保険（以下、国
保）制度はこの国民皆保険制
度を支える医療保険の一つで
す。国保制度は、病気やケガ
をしたときに安心して治療を
受けられるように、日頃から
みんなでお金（国保税）を出
し合い、お互いに助け合う大
切な制度です。

現在、伊万里市では市民の
26%にあたる1万5053人
が加入（平成24年11月末現在
しています。伊万里市が保険

国民健康保険会計が 厳しい主な原因

- 加入者の高齢化や医療の高度化に伴う一人当りの医療費の増加
- 長引く景気の低迷による国保税収入の伸び悩み
- 後期高齢者医療、介護保険の保険給付の伸びに伴う拠出金などの増加

者として運営しており、その財
源は、加入者（被保険者）が納
める国保税と国・県・市などの
負担金などで支えられています。
しかし、左上の理由など
により本市の国保会計はたい
へん厳しい状況にあります。

財政調整のための『基金』
に残高があれば、急な医療給
付費などの増加に対応できま
すが、伊万里市の国保の基金
は底をついている状況です。

厳しい財政状況

年々国保税収納率は改善し
ていますが、近年の経済不況
により国保税の税収は伸び悩
む反面、一人当たりの医療費
は増加の一途をたどり、伊万
里市の国保会計は赤字に陥っ
ています（下記グラフ参照）。

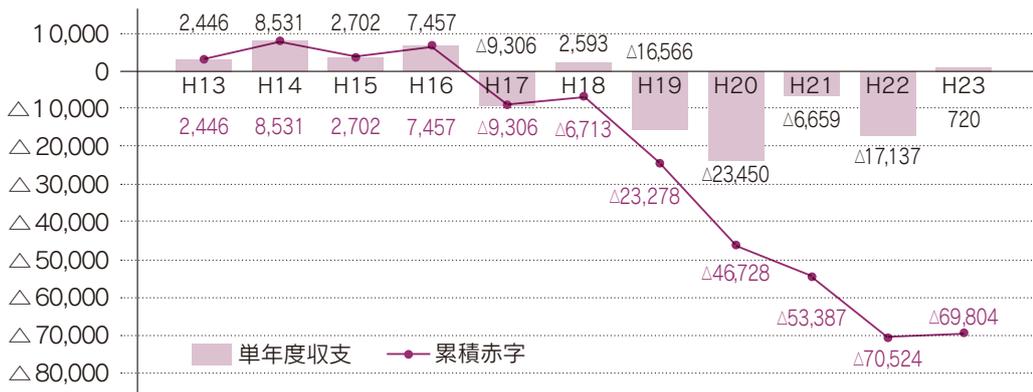
国保会計の累積赤字は、平成
23年度決算時点で6億9804
万円に達し、このままの状態
で推移すると、平成28年度に
は累積赤字が10億円を超える
ことが見込まれます。

【表1】 年度別単年度収支と累積赤字の推移（単位：万円）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入	61 億 7,747	61 億 4,946	63 億 6,820	63 億 4,636	63 億 5,149
歳出	62 億 4,406	63 億 2,083	63 億 6,100	64 億 6,306	64 億 2,963
単年度収支	△ 6,659	△ 1 億 7,137	720	△ 1 億 1,670	△ 7,814
累積赤字	△ 5 億 3,387	△ 7 億 0,524	△ 6 億 9,804	△ 8 億 1,474	△ 8 億 9,288

※平成 24・25 年度は推計値

【グラフ1】 単年度収支と累積赤字の推移（単位：万円）



【グラフ2】 一人当たりの保険給付額と税調定額の推移（単位：円）



■問合先
▽長寿社会課医療保険係（☎2153）
▽税務課市民税係（☎2148）

■ 国保税の税率を改定します

国保会計の累積赤字がこれ以上増大しないよう、平成 25・26 年度 2 か年度の国保財政の健全化を図るため、平成 25 年 4 月 1 日から下記のとおり税率を改定することになりました。市民の皆さんのご理解をお願いします。

区分 応能応益割	医療保険分		後期高齢者医療支援分		介護保険分(40～64歳)	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
① 平等割額 (1世帯当たり)	31,200円	32,100円	7,000円	8,000円	5,700円	5,900円
② 均等割額 (加入者数1人当たり)	20,400円	21,800円	4,700円	5,800円	8,000円	9,000円
③ 所得割額 (所得に応じて計算)	8.92%	9.37%	2.00%	2.30%	2.12%	2.20%

■ 軽減措置

世帯主と国保加入者の合計所得金額が一定水準以下であれば、下記のように国保税の平等割、均等割が軽減されます。市・県民税申告手続きを行わないと所得が確定できませんので、所得がない人でも必ず申告を行ってください。

軽減割合	軽減基準(年間)
7割軽減	合計所得金額が33万円以下の世帯
5割軽減	合計所得金額が(33万円+世帯主を除く被保険者数×24万5,000円)以下の世帯
2割軽減	合計所得金額が(33万円+被保険者数×35万円)以下の世帯

■ 改定前と改定後の国保税の比較例

【例1】40歳以上の夫婦+子ども2人、世帯の所得金額233万円(給与収入1人で358万8,000円)の場合

軽減なし	区分	改定前	改定後	差引額
	医療保険分	291,200円	306,700円	15,500円
	後期高齢者医療支援分	65,800円	77,200円	11,400円
	介護保険分	64,100円	67,900円	3,800円
	計	421,100円	451,800円	30,700円

【例2】65歳以上の2人世帯、世帯の所得金額0円(基礎年金収入2人で157万3,000円)の場合

7割軽減	区分	改定前	改定後	差引額
	医療保険分	21,600円	22,700円	1,100円
	後期高齢者医療支援分	4,900円	5,800円	900円
	介護保険分	0円	0円	0円
	計	26,500円	28,500円	2,000円

※介護保険料は、別途納付することになります(年金からの徴収など)。

健康の維持に 努めましょう!

市では、生活習慣病による医療費の増大を防ぐため、保健師などによる保健指導をいっそう推進していきます。市民一人ひとりが『適度な運動』『バランスのよい食生活』を心がけ、特定健診などによる病気の早期発見、早期治療を行うなど、健康の維持に努めていきましょう。

大切な医療費を有効に使うための7つのポイント

- ① 『かかりつけ医』を持ち、医師の指示を守りましょう。
- ② 休日・夜間の受診は控え、できるだけ診療時間内に受診しましょう。
- ③ 同じ病気で複数の病院にかかるのはやめましょう。
- ④ 『お薬手帳』を利用し、薬の飲み合わせや不要な薬をもらわないように注意しましょう。
- ⑤ 医師と相談のうえ、ジェネリック医薬品を上手に利用しましょう。
- ⑥ 1年に1回特定健診を受けましょう。
- ⑦ 定期的にかん検診、人間ドック、脳ドックを受けましょう。

※医療の受け方、生活習慣を少し見直すだけで、医療費を節約することができます。上手な受診を心掛けて医療費の節約にご協力をお願いします。



佐賀県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

ジェネリック医薬品に切り替えると 薬代が安くなる場合があります

佐賀県後期高齢者医療広域連合では、現在服用している薬をジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えた場合に、薬代の自己負担額をどのくらい軽減できるか試算した差額通知はがきを『ジェネリック医薬品に関するお知らせ』として、対象となる皆さんに1月末から郵送しています。なお、ジェネリック医薬品に切り替えると薬代が安くなる可能性があることをお伝えするもので、切り替えを強制するものではありません。



● ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品は、最初に作られた薬（先発医薬品）の特許が切れた後に販売される医薬品です。先発医薬品と同等の有効成分・効能・効果を持つ医薬品ですが、まったく同一というわけではありません。ジェネリック医薬品を希望する場合、まずは、かかりつけの医師や薬剤師へご相談ください。

● 対象者

処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、1か月あたり一定額以上自己負担額の軽減が見込まれる人が対象で、必ずしも全員に送付するわけではありません。

● 問い合わせ窓口

皆さんからの通知書に関する問い合わせに答えるため、問い合わせ専用窓口『国民健康保険中央会コールセンター』を設けています。通知書裏面にコールセンターのフリーダイヤルを記載していますので、ご利用ください。

■ 問合先 佐賀県後期高齢者医療広域連合業務課給付係
(☎0952648476)

ガンバるお母さんを支援します!

■ 問合先 福祉課子育て支援室
(☎☎232174)

母子家庭の母の就職を支援する『母子家庭自立支援給付金事業』についてお知らせします。ぜひ活用ください。

高等技能訓練促進費

専門的な資格取得のため修業する場合、高等技能訓練促進費を支給します。また、修業期間の修了後、入学支援修了一時金を支給します。

● 対象者 児童を養育している母子家庭の母で、次のすべての要件を満たす人

- ①伊万里市に住所を有する人
- ②児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準の人
- ③2年以上の養成期間において、一定期間のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる人
- ④過去にこの促進費を受給したことのない人。同様の給付金を受けたことのない人

● 対象資格

2年以上修業する必要があり、資格取得後、当該職種への就労が見込まれる専門的な資格
(例：正看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士)

● 支給対象期間

▷ 高等技能訓練促進費…修業期間の全期間（上限3年）
※平成26年3月31日までに、修業を開始する人に限ります。

▷ 入学支援修了一時金…修了を経過した日以降

● 支給額

▷ 高等技能訓練促進費

市町村民税非課税世帯	月額	100,000円
市町村民税課税世帯	月額	70,500円

▷ 入学支援修了一時金

市町村民税非課税世帯	50,000円
市町村民税課税世帯	25,000円

● 申請方法

事前に問合先まで連絡をお願いします。

自立支援教育訓練給付金

就業に結びつきやすい講座を受講した場合、受講料の2割を支給します。

● 対象者

児童を養育している母子家庭の母で、次のすべての要件を満たす人

- ①伊万里市に住所を有する人
- ②児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準の人
- ③雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない人

● 対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
(例：ホームヘルパー、医療事務など)

● 支給額

対象講座の受講料の2割相当額
(上限100,000円、下限4,000円)

● 申請方法

事前に問合先まで連絡をお願いします。



松浦町に平成 27 年度完成予定 広域ごみ処理施設の完成予想図を公表



施設の完成イメージ図

～ 衛生的な市民生活の確保をめざして ～

佐賀県西部地区4市5町（伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町）で構成する佐賀県西部広域環境組合（管理者 塚部伊万里市長）が、本市松浦町に建設を進めている広域ごみ処理施設の完成予定図（鳥瞰図）が公表されました。

施設の外観は、焼き物の積み出し港として栄え、白壁風土蔵が立ち並んでいた往時の伊万里の街並みをイメージし、和風を基調とした親しみのある『蔵』をモチーフにしたデザインとなっています。

広域ごみ処理施設は、エネルギー回収推進施設（焼却施設）、マテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ処理施設）、管理棟、調整池などを備え、平成27年10月からの供用開始をめざし、現在、取付道路工事、敷地造成工事などが行われています。

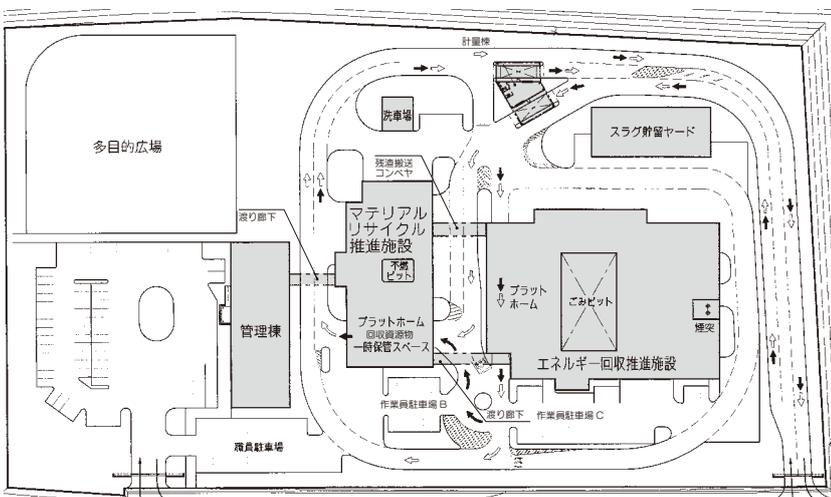
■問合先

佐賀県西部広域環境組合（☎098455）
〒848-0027 伊万里市立花町 1542 番地 24

■位置図



■施設配置予定図



■施設の場所

伊万里市松浦町大字山形・中野原地内

■施設建設地の面積

造成面積 約9㍍
うち施設面積 約3㍍

■施設の概要

●エネルギー回収推進施設

- ▷処理方式 ガス化溶解方式
- ▷施設規模 約 205 トン/日（2 炉）
24 時間連続稼働

- ▷処理対象物
可燃ごみ、粗大ごみ処理施設からの
可燃・不燃残渣

- ▷その他 発電施設

●マテリアルリサイクル推進施設

- ▷施設規模 約 22 トン/1 日5 時間運転
- ▷処理対象物 粗大ごみ、不燃ごみ

●その他関連施設

管理棟、計量棟、駐車場、防災調整池など

伊万里港の港湾機能が飛躍的に向上

県内初のガントリークレーン設置

大型貨物船の入港に対応するため、国と県が水深13メートルの整備を進めている伊万里港国際物流ターミナル（黒川町七ツ島地区）に、県内初となるガントリークレーンが1月11日に設置されました。

このガントリークレーンは移動式で高さは約40メートル。一度に50トンまでの荷物を積み降ろしすることが可能です。1時

間当たりで最大40個のコンテナを取り扱うことができ、作業能力は既存のクレーンの2倍以上となることから、伊万里港の港湾機能の飛躍的な向上が期待されています。

水深13メートル岸壁は今年度中にも完成する予定であり、ガントリークレーンは4月中旬からの供用開始が見込まれています。



伊万里港に設置された大型ガントリークレーン

目に付くところに置いて日頃から活用を

わがまち・わが家の防災マップ完成



避難場所や経路の選定など、マップ作製の経緯を説明する黒川町真手野区・山口正信区長

市は、災害から市民の生命を守るため、住民手作りによる防災マップの作製を推進しています。今年度から3年かけ、すべての行政区で作ることとしており、全国的にも珍しい先進的な試みです。地域の状況を熟知している住民が主体となって取り組むことで、実情に応じたきめ細やかなマップとなるメリットがあり、避難に対する意識を高めることにも役立っています。

今年度の作製に取り組んできた黒川町、南波多町、二里町、東山代町の4町58区のマップがこのたび完成。1月15日、関係者に対する説明会が市民センターで開催されました。黒川町真手野区と南波多町井手野区が代表して事例発表を行い、作製の経過や気づいた点などを報告しました。

完成したマップは、4町の各世帯へ配布する予定です。災害時の避難先や危険箇所などが記してありますので、日頃から見やすい場所に掲示し、避難経路の確認などに活用してください。

市長雑感

伊万里市長 塚部芳和

『コタツ』

「ぬくもりの コタツに集う 里帰り」。この川柳は、1月11日、今年最初の佐賀新聞読者文芸欄に掲載された私の作品です。昭和30年代から40年代を思い起こして投句しました。

当時は、まだ今のような電気コタツではなく、炭や練炭を燃料にした掘りゴタツで暖をとっていました。炭火が弱くなるとコタツに潜って炭をつぎ足さなければいけません。炭火に足を近づけすぎて「アッチッチ」と火傷寸前、そんな思い出も多い昭和時代の冬を代表する暖房用具です。

お嫁に行った姉さんが子どもを連れて里帰りしたり、都会に就職した人が帰省したりして、久しぶりに家族がそろってコタツを囲む一家団欒の模様を川柳にしたものです。コタツのぬくもりを通して、家族のぬくもりやコタツの上で囲んだ鍋のぬくもりなどを感ず取っていただけならと思います。

作品の解説は以上で終わる

として、誰でもコタツへの思い出はそれぞれあることでしよう。コタツといえは、私は受験勉強を思い出します。当時は、まだエアコンなどが家庭に普及していない時代ですから、夜中に勉強するときには毛布を下半身に巻くか、あるいはコタツで暖をとるかでした。鉛筆の手休めにミカンの皮をむき、深夜におよぶ受験勉強はコタツの中の猫が友達でした。しかし、あまりにも気持ち良すぎて、ついウトウトと寝入ってしまった。勉強も思うようにはかどらず、挙句の果てにいつの間にか炭火が消えてしまい、ズンと寒気がして風邪までひいてしまう、そういう失敗談もあります。

今、受験生は志望校をめざし時間を惜しんで勉強中だと思えますが、もう少し耐えれば春はやって来ます。木や草も冬に耐え、春に花を咲かせようと頑張っています。現代風のコタツで暖をとり、ぬくもりを感じながら、嬉しい春一番の合格の知らせが届くよう頑張ってください。